

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和3年(行ヒ)第73号
決定日	令和3年4月12日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	池 上 政 幸 小 池 裕 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当事者等	申 立 人 北海道選挙管理委員会 同 代 表 者 委 員 長 石 塚 正 寛 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 藤 田 美 津 夫 同 指 定 代 理 人 叶 野 公 司 ほか 同 補 助 参 加 人 高 田 浩 子 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 佐 藤 博 文 ほか 相 手 方 武 田 真
原判決の表示	札幌高等裁判所令和2年(行ケ)第2号(令和2年12月17日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 令和3年4月12日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 長谷川 和 秀 	